

平成30年度第2回宮城県いじめ防止対策調査委員会 議事録

平成30年12月19日(水) 10:00～12:00

宮城県庁(行政庁舎)9階第一会議室

<調査委員会委員>

野口 和人委員長, 白石 雅一副委員長, 久保 順也委員, 大橋 洋介委員, 佐藤 由麻委員,
船越 俊一委員, 佐藤あけみ委員, 内藤 裕子委員, 釣舟 晴一委員, 長谷 諭委員,
千葉 宗久委員, 杉山 謙治委員, 中川 恵子委員, 水本 有紀委員, 松田 祐子委員
(欠席: 白石 雅一委員, 大橋 洋介委員)

<県教育委員会>

高橋 仁教育長, 松本 文弘教育次長, 高橋 義孝心のサポート専門監, 伊藤 俊高校教育課長

(事務局)

(公開・非公開の確認)

6の「その他」の協議以降については、個人情報が含まれる場合があることから、情報公開条例第8条に基づき、公開することにより今後の事業に支障が生ずる場合と認められるため非公開としたいと考えているが、いかがか。

(異議なし)

6の「その他」の協議以降は非公開とする。

(資料の確認)

<1 開会>

(高橋教育長)

(1) 教育長あいさつ

(野口委員長)

(2) 委員長あいさつ

(事務局)

(3) 出席者紹介・会議の概要

(事務局)

<2 情報提供>

(司会進行: 野口委員長)

(心のサポート専門監)

(1) 「宮城県いじめ防止対策推進条例の制定について」

(資料に基づき説明)

(2) 「心のケア・いじめ・不登校対策について」

(資料の確認)

(3) 「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(宮城県分)の結果(確定値)について」

(資料の確認)

(4) 質疑応答

(佐藤由麻委員)

この場で初めて資料を見て意見交換というのは難しいので、資料を事前に配付していただけると助かる。

(教育長)

今回は事情があって資料作成が直前になってしまった。今後はできるだけ事前に目を通していただけるようにメールを活用して事前配付をしていきたい。

(委員長)

今後は事前配付の御対応をお願いしたい。

<3 報告>

(高校教育課長)

「宮城県いじめ防止対策調査委員会委員について」

(資料に基づき説明)

< 4 諮問 >

教育長から委員長へ諮問書が手渡される。

(教育長)

諮問理由について読み上げ

(高校教育課長)

「事案の概要」について説明

< 5 議事 >

(委員長)

(1) 「宮城県いじめ防止対策調査委員会の運営要項の一部改正」について

諮問を受けて、これまでの部会とは別に、今回のような自死に至った事案に対応するための専属の部会が必要となる。これは御遺族の要望書の内容を踏まえるとともに、御遺族の気持ちに寄り添う対応をしていくということを第一に考えたものでもある。そこで、既存の機関である本委員会に、第三の新たな部会を設置して調査等を進めるために運営要項を改正するものである。

(質疑応答)

(佐藤由麻委員)

この調査委員会自体は、いじめ事案に関する事項を所管すると基本的にはなっていると思うが、今回諮問があった点、今回の改正も含めると、いじめの可能性のあるような事案を含めて広く調査の対象として取り扱うことでよいか。その場合には、調査の対象としては、いじめの有無やその内容に限定されずに自死の原因や背景に何が合ったのか、今回の事案でいえば教員による不適切な指導があったのかどうかも含めて広くその事実関係をきちんと調査していくということによいか。

(高校教育課長)

佐藤委員の御指摘の通り、いじめに限定するのではなく、今回の事案のように教員の指導であったり、学校の指導体制であったり、学校の生活であったり、それに付随するようなことも含めて幅広い意味で調査したいということと、緊急に対応しなければならぬということがあったため、広い意味で捉えて調査していきたいと考えている。

(委員長)

※委員長から欠席の大橋委員の意見の紹介

『本件改正案は、特別部会設置の要件として、「自死事案等の緊急性のある案件に対処するため」と規定する。上記要件に反対するものではないが、特別部会を設置するには、その必要性及び相当性が認められることが大前提となる。

したがって、上記要件中、「自死事案等の緊急性のある案件」という要件に関しては、特別部会設置について必要性が認められ、かつ、特別部会設置の理由や部会構成等について相当性が認められることを前提に、緊急対応をする必要がある案件と理解するものとして運用されなければならないと思料する。』

今回の事案が御遺族の心情に寄り添い、緊急に対応することに加え、いじめのみならず教員の指導及び学校の指導体制に及ぶ内容が含まれており、必要性があるとの観点から、特別部会を設置する運びとなった。要項の改正をお認めいただけるか。

(異議なし)

(委員長)

運営要項について、本日19日付けで施行することとする。今後、事務局で部会設置へ向けての準備をお願いしたい。

(2) 「特別部会委員の指名」

(資料に基づき説明)

(委員長)

御遺族から今回の自死事案の調査を求める要望があったことに伴い、第9
13回宮城県教育委員会定例会において、平成30年12月22日付けで、
新たに5名の委員を本委員会の委員として任命することが承認された。

特別部会の委員については、いじめ防止対策調査委員会条例第7条第2項
及び運営要項第5条に基づき、委員長が指名することになっている。新たな
5名の委員に内藤裕子委員を加えた6名の委員を、平成30年12月22日
付けで指名したいがいかが。

(異議なし)

(特別部会の委員の指名について承認)

会議の冒頭でも確認したとおり、6のその他以降は非公開で行うこととする。

(報道・傍聴者は退席)

< 6 その他 >
※非公開

(事務局)

次回の委員会の開催は、来年度の6月を予定している。

< 7 閉会 >